

熱中症予防強化月間ポスター使用規程

平成 25 年 6 月 4 日制定

第 1 条 (目的)

この規程は、熱中症関係省庁連絡会議構成員（消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁及び環境省をいう。第 4 条において同じ。）以外の者が、熱中症予防の取組を幅広く国民に普及・啓発していくことを目的として、熱中症予防強化月間ポスター（以下「ポスター」という。）の掲示や、当該ポスターを政府の取組を紹介する資料等への掲載等を行うに際しての必要な事項を定めるものです。

第 2 条 (使用方法)

熱中症予防の取組を幅広く国民に普及・啓発していくという趣旨を理解し、熱中症予防の広報・普及啓発を行う団体・企業等は、ポスターを使用することができません。ただし、次のような使用をすることはできません。

- (1) 募金活動と結びつけて使用すること
- (2) 特定の商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用すること
- (3) 法令や公序良俗に反するような方法で使用すること
- (4) その他熱中症予防強化月間の趣旨に明らかに反するような方法で使用すること

第 3 条 (使用上の遵守事項)

ポスターの使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) ポスターを掲示する場合には、ポスター下部の白抜き箇所に使用者の名前を記載するか、ポスターの欄外に、「(使用者) は、熱中症予防強化月間の取組を支援しています。」と記載するか、いずれかの方法でポスター使用者の名前を記載すること
- (2) 必要に応じたサイズの変更等や前号に基づく使用者の名前の記載を除き、画像の一部をトリミングする等の加工はしないこと

第 4 条 (免責事項)

ポスターは、使用者の責任で十分に注意して使用してください。誤った使用に関するクレーム等には、熱中症関係省庁連絡会議構成員は一切の責任を負いません。

【 本件問合せ先 】

環境省環境保健部環境安全課健康影響情報係
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
Tel : 03-3581-3351 (内線 6352)
メールアドレス :